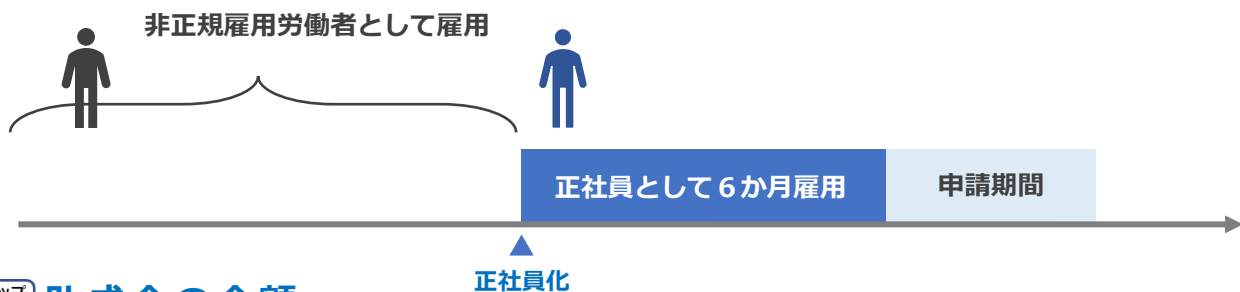


## ■キャリアアップ助成金を活用して正社員化する場合

企業内で雇用している非正規雇用労働者を正規雇用労働者に転換等した場合に、以下の金額が事業主に助成されます。



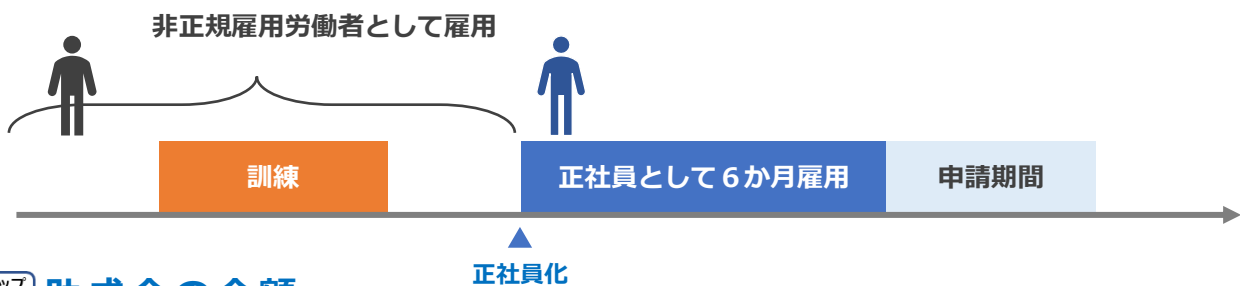
### キャリアアップ助成金 助成金の金額

正社員化コースの1人当たりの助成額

企業規模	転換前の雇用形態	有期雇用労働者	無期雇用労働者
-----	中小企業	57万円	28万5,000円
	大企業	42万7,500円	21万3,750円



## ■キャリアアップ助成金と人材開発支援助成金の訓練を活用して正社員化する場合



### キャリアアップ助成金 助成金の金額

正社員化コースの1人当たりの助成額

企業規模	転換前の雇用形態	有期雇用労働者	無期雇用労働者
-----	中小企業	57万円	28万5,000円
	大企業	42万7,500円	21万3,750円



キャリアアップ助成金

**訓練加算分 9万5,000円**  
(自発的・定額制訓練の場合は、11万円)



**人材開発支援助成金の助成額（訓練経費等）**  
(別途、人材開発支援助成金の申請が必要です)

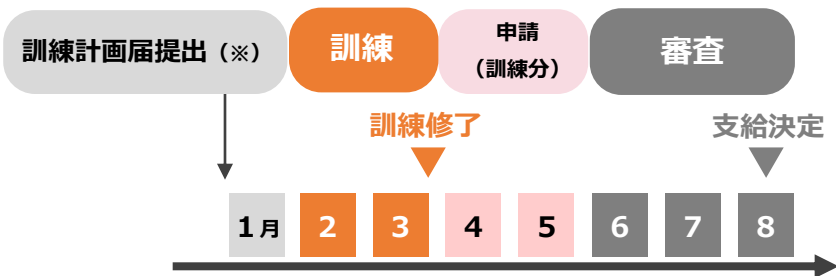
# キャリアアップ助成金と人材開発支援助成金を申請する場合の手続きの簡素化について

令和5年度より、キャリアアップ助成金と人材開発支援助成金を申請する場合の計画届を一本化することで、手続きの簡素化を実施する予定です。

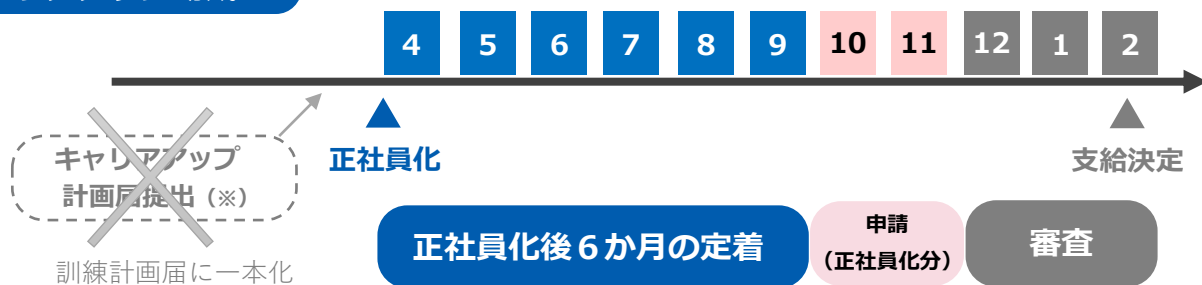
※従来は、キャリアアップ助成金で「キャリアアップ計画届」の提出が別途必要

## ■ 訓練期間が2か月の訓練修了後に正社員化する場合の例

### 人材開発支援助成金



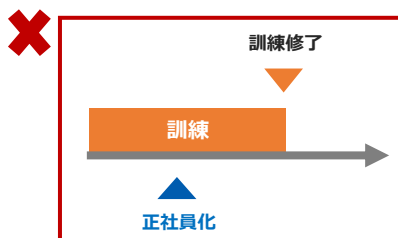
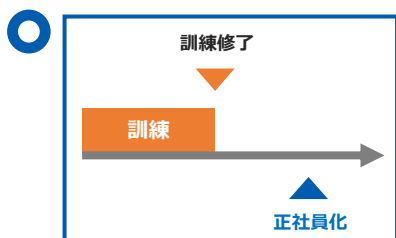
### キャリアアップ助成金



なお、キャリアアップ助成金と人材開発支援助成金は、両方とも都道府県労働局の同じ助成金申請窓口で申請受付・審査を実施しています。

## ■ 訓練修了時期と正社員化時期の関係について

人材開発支援助成金の特定の訓練を修了した非正規雇用労働者を正社員化した場合に、キャリアアップ助成金において訓練加算額分の支給を受けることができます。



# (参考) キャリアアップ助成金「正社員化コース」の見直しについて

## 第54回労働政策審議会雇用環境・均等分科会配付資料 参考資料2 (抜粋)

### キャリアアップ助成金の「正社員化コース」

R4当初予算額 785億円、R4補正額 制度要求  
R5概算要求額 789億円

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者を正社員化した場合に、事業主に対して助成を行う制度

#### 現行

##### 助成金の金額 (1人当たり)

「3年4,000億円」の一環として、令和3年度補正で新設

企業規模	基本助成額	訓練加算額	合計
中小企業	57万円	9万5,000円	66万5,000円
大企業	42万7,500円		52万2,500円

##### 加算の対象となる訓練

- ▶ 人材開発支援助成金のうち、以下のコース
  - 特別育成訓練コース (正社員化向け訓練等)
  - 人への投資促進コース (自発的職業能力開発訓練等)
  - 特定訓練コース (ITSSLレベル2訓練)



#### 拡充内容

##### ① 助成金の金額 (1人当たり) の拡充

- 「人への投資促進コース」のうち一部訓練 (自発的職業能力開発訓練、定額制訓練) の加算額を9万5,000円から11万円に引き上げ

企業規模	基本助成額	訓練加算額 (自発的・定額制訓練の場合)	合計 (自発的・定額制訓練の場合)
中小企業	57万円	9万5,000円	66万5,000円 (68万円)
大企業	42万7,500円	(11万円) 加算額UP	52万2,500円 (53万7,500円)

##### ② 加算の対象となる訓練の拡充

- ▶ 人材開発支援助成金のうち、左記のコースに以下を追加
  - 事業展開等リスティング支援コース

#### 支給実績

令和3年度	人数	金額
支給実績合計	108,876人	598億円
うち中小企業	104,704人	581億円
うち大企業	4,172人	17億円

本助成金により  
年間10万人  
以上が正社員化



#### 典型例

① 自発的訓練後に契約労働者を正社員化



人手不足の  
中小企業

訓練なしの57万円  
より11万円増額

② 68万円支給

② 支給申請  
(1年20人まで  
申請可能)



労働局